

岐阜県食育基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十一条）

第二章 施策の基本となる事項（第十二条 第十九条）

第三章 施策の推進（第二十条 第二十二条）

附則

近年の社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、日々の忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになっている。人々の暮らしにおいては、食生活をめぐる環境の変化により、栄養の偏りや不規則な食事が原因となって、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。

このような状況の下、すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。

食育とは、「食」を通して生きる力を育むことであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことは、県民にとって最も大切な願いの一つである。

このため、家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わるすべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進に努力していく必要がある。

ここに、すべての県民の参加と協働により、食育の推進を図り、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であるという認識の下に食育の推進に関する基本方針を定め、並びに県の責務並びに県民、教育関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「教育関係者」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体をいう。

2 この条例において「農林水産業者」とは、農業（畜産業を含む。）、林業又は水産業を営む者及び農林水産業に関する団体をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

（基本方針）

第三条 食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

2 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。

3 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない。

ない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本方針にのっとり、岐阜県食品安全基本条例（平成十五年岐阜県条例第七十五号）に基づく施策との連携を図りながら、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、家庭、職場及び地域社会において、自ら健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第六条 教育関係者は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林水産業者の役割)

第七条 農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、様々な体験活動等を通じて、県民の自然の恩恵についての理解や食に対する感謝の念が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第八条 食品関連事業者は、食育において、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識した上で、食に関する幅広い情報の開示を行うとともに、安全な食品の提供を図るよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、食育の推進に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第十条 県は、食育の推進に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、食育の推進を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭、職場及び地域社会における食育の推進を図るため、管理栄養士等と連携しながら適切な栄養管理に関する知識を普及し、食育に関する専門的知識を有する者を養成し、食に関する理解を深めながら親子で食を楽しむ機会を提供する等により、県民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校、保育所、医療機関等における食育の推進)

第十三条 県は、学校、保育所、医療機関等における効果的な食育の推進を図るため、栄養教諭、栄養職員、管理栄養士等を適切に配置し、及び医師、歯科医師等と連携しながら食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として積極的に農場における実習等に取り組み、食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うこと等により、県民の心身の健康を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第十四条 県は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の信頼関係を構築するとともに、消費者の生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、相互の連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援)

第十五条 県は、安全な食料の安定的な供給の重要性を認識するとともに、農林水産業の活性化を図るため、生産基盤の整備を推進し、及び農林水産業者の経営基盤の強化を促進するよう必

要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第十六条 県は、それぞれの地域で生産された農林水産物の学校給食における利用の推進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第十七条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、及び優れた食文化を引き継ぐための活動を支援するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第十八条 県は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報を交換する会議の開催等により、その普及啓発を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十九条 県は、食育の推進のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、並びに県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第二十条 県は、食育の推進に関する施策を積極的に実施するための体制を整備するものとする。

(基本計画)

第二十一条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、岐阜県食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する目標

二 食育の推進に関する施策の方針

三 食農教育の推進に関する施策

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告等)

第二十二条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食育の推進に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。